

令和2年 第6回教育委員会会議

1 日 時

令和2年4月20日（月）

開会 16時00分

閉会 17時18分

2 場 所

1101会議室

3 出席者

徳田博教育長、金田清委員、眞鍋知子委員、西川恒明委員、浅蔵一華委員

4 説明のため出席した職員

新屋長二郎教育参事、飯田重則教育次長、杉中達夫教育次長、塩田憲司教育次長、岡崎裕介教育次長兼庶務課長、江尻祐子教育次長兼学校指導課長、中村義治教職員課長、清水茂生涯学習課長、山下幸則文化財課長、村戸徹保健体育課長

5 議案件名及び採決の結果

議案第9号 令和3年度使用教科書の採択方針について（原案可決）

6 報告案件

第1号 県立学校における一斉臨時休業について

第2号 教育委員会規則等の一部改正に係る専決処分の報告について

第3号 教職員の多忙化改善に向けた取組方針の改定について

第4号 令和3年度石川県公立学校教員採用候補者選考試験及び石川県公立学校教員（栄養教諭）採用候補者特別選考試験について

第5号 令和2年度石川県立金沢錦丘中学校及び石川県公立高等学校における入学者選抜結果について

第6号 平成30年度～令和元年度石川県社会教育委員の会議のまとめについて

7 審議の概要

・開会宣告

徳田教育長が開会を告げる。

・会議の公開・非公開の決定

議案第9号は教科書採択に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき非公開とすることを、全会一致で決定。

・質疑要旨

以下のとおり。

報告第1号 県立学校における一斉臨時休業について(江尻教育次長兼学校指導課長説明)

4月6日、県内の感染者の確認状況を踏まえまして、児童生徒の感染防止を最優先に考え、全ての県立学校を約1カ月間、一斉臨時休業とすることに決定しました。スケジュールにつきましては、始業式・入学式を当初の予定どおりに実施し、翌日等から休業に入りました。具体的には、金沢錦丘中学校では、4月6日に始業式・入学式を行い、7日に諸連絡、そして8日から5月1日まで休業とし、高等学校、特別支援学校では、一部を除いて4月8日に始業式・入学式を実施し、翌日から5月1日まで休業といたしました。なお、登校日につきましては、当初は学年ごとに週1回の登校日を予定しておりましたが、感染拡大の状況を踏まえまして、4月13日以降、5月1日までの休校期間中の登校日を全て取りやめといたしました。

次に、2ページをご覧ください。臨時休業中の主な対応につきましてです。まず、生徒には、臨時休業は感染拡大防止に向けての措置であること、休業中は原則自宅待機であること、やむを得ず外出する場合には常に三つの密を避けることを十分に理解させ、学校再開まで部活動は禁止であることなどを確認いたしました。また、先生方には、家庭学習のために適切な量と内容の宿題を生徒に課すよう指示をいたしました。とりわけ、4月13日以降の登校日を取りやめたことから、家庭学習の状況や健康状態については、電話等で確認する他、追加の課題の配付等については、郵送やメール等によって対応しているところです。障害のある児童生徒につきましては、3月2日からの一斉臨時休校において、児童生徒の居場所として、原則、自宅及び放課後等デイサービスを活用することとし、例外的に学校での受け入れを行ってきたところではありますが、今般の再度の臨時休校に当たりましては、保護者や放課後等デイサービスの状況を十分踏まえまして、学校での受け入れについて、より柔軟に対応いたしております。

最後に、心のケアについてですが、感染者や濃厚接触者等に対する偏見・差別は許されないという指導を徹底しまして、臨時休業が長く続くことからくるストレス、また感染症に対する不安や心配が原因で、精神的に不安定になる生徒には、相談室の先生等が対応することとなっております。

【質疑】

(西川委員)

一番下の相談室の先生等が対応ということですが、これは原則として電話とか、そういった対応になるのですか。面談ではなくて。

(江尻教育次長兼学校指導課長)

今、これほど感染拡大になりましたので、恐らく電話が先であろうとは思いますが。保護者の方にしても生徒にしても、接触は控えたいという思いがございますから。

(眞鍋委員)

家庭学習のために宿題を出しているということなのですが、生徒と先生の間には双方向のやり取りのような機会は、確保されたりするのでしょうか。一方的に課題を出して、それを回答して提出するというだけの関係になっているのか。生徒から例えば分

からないところを質問するような機会が確保されているだとか、そこら辺を教えてくださいませんか。

(江尻教育次長兼学校指導課長)

本来、学校教育の目的としましては、教育基本法第1条に人格の完成あるいは心身共に健康な国民の育成ということがありまして、本来ならば先生と生徒、生徒同士、直接の関わり合いの中で人格が形成されていくものというふうに考えておりますが、全く基本的なことが抜けてしまったというか、なくなった状態にあります。

その中で、できるだけそれを補うという視点で、できるだけのことを考え、学校の後押しをしたいというふうに考えております。その流れとしましては、4月に再度臨時休校を行うことになりました際は、適切な量と内容の課題を生徒に渡して、そして週に1回、登校日を設定して学習の状況など確認し、そしてまた次の課題を渡すようにという段取りをしておりましたが、4月10日の県内の感染者増加を受けまして、先ほど申しましたように4月13日から登校日を中止してしまったということから、各学校は全生徒に対して課題を郵送する、あるいはホームページに内容を掲載するというような工夫を行っております。今おっしゃられた、やり取りはどうかという点ですけれども、その学習保障の一つの手段としまして、インターネットを活用した学習管理システムを提案し、そしてそのシステムに必要なアカウントを県立学校全ての教員・生徒合わせて3万人分を発行して、積極的に活用を通知したところであります。

そのシステムの中では教員が授業の動画をアップしたり、問題プリントを提供したり、生徒はスマートフォンやタブレットでそれを見たり、宿題を解いたり、そしてちょっとアンケートとか簡単な試験などもできるような、もろもろの柔軟な対応ができるような仕組みになっており、各学校は今それを踏まえて工夫をしていっているところと聞いています。できるだけ生徒の要望、学校の要望にきめ細かい対応をして、先ほど申しましたところの保障を務めてまいりたいというふうに考えております。

(眞鍋委員)

ありがとうございます。

(金田委員)

私はある期間を受けても何であっても、学校の先生方は教育課程はこなしてくれるというふうに楽観的に見ているのですけれども、一番難しいのは、主な対応の最後に書いてあります心のケアという、これが先生方にとっては一番これから難しい、いわゆる偏見とか差別、具体的にはいじめというところまで入ってくるのではないかと。こういうことが起こってきたときの学級運営であったり学校経営というものは、非常に先生方にとっては大変な難しい局面を迎えるのではないかと思います。ぜひこの偏見、差別、それは世界的に見てもそうなると思うのですけれども、出口が見えだしたとき、あるいは出口から抜け出たときにもこの問題が増えてくるのではないかと思いますので、平日頃ぜひ先生方に、この次に起こる問題としてこういうものがわれわれの心に潜んでいるということをぜひ言っていただければありがたいと、そういうふうに思っております。

(江尻教育次長兼学校指導課長)

ありがとうございます。今ほどの偏見や差別に関しましては、おっしゃるとおり、国の方からは、3月24日の休校を再開するときの通知、それから先週の4月16日にそこだけに特化した通知も来ております。石川県教育委員会としては、再開のときにそれをガイドラインとして整理して伝え、その間、ずっと通知を出すたびに、偏見や差別を行わないようにということは周知し続けております。ただ、今ほどおっしゃられたとおりに、再開したときにはもろもろのことが一気に動きだしますので、十分そこに留意しながら進めてまいりたいと思っています。ありがとうございます。

(金田委員)

児童生徒という文言が入っているのだけれども、生徒だけというよりも、児童生徒という文言にした方が、小学校の生徒も含むということで、よりアピールできるのではないかと思います。

(江尻教育次長兼学校指導課長)

はい。

(浅蔵委員)

今、これだけ3月、4月と休校になっているので、やはり今年の受験生、中学3年生、高校3年生の保護者の方に、これだけ休校が続いて、授業も今インターネットを利用してという話になっていますけれども、うまく5月、連休明けから再開できればいいですけれども、ちょっとこの状況はめどが立たず、個人的には再開できるのかなというのがすごくあって、それを考えたら5月中、6月中というふうに行くと、本当に受験生の保護者の方は心配になってきているところもあると思うので、今後もしこのまま休校が続くようであれば、こんな対応をしますというようなことを発信してもらおうとか、ケアをしていくとか、そういうようなことが何かあると、保護者の方も安心するのかなというところがあるので、学校からはいろいろこういうふうに課題とか送られてきますけれども、今の現時点では一方通行なので、特に高校3年生は、普段なら夏休みが明けたらセンター試験、今年は共通テストですけれども、その申込金なども払って順番に受験体制に入っていくので、ちょっとそこら辺は大丈夫なのかなというのがすごくあるので、何か大丈夫ですよというようなことを通知していただけるとありがたいかなと思います。

(江尻教育次長兼学校指導課長)

文科省の方からは、おっしゃられたように時間割の変更や夏休みの休業を縮めるとか、土曜日を活用するとかというような指示は出てきております。ただ、いつ回復するかというのをこちらにもらみながら、そしてどれだけ延びるかによってどれだけものが詰まってくるかということをもらみながら、今この状況も押さえながら、きちっと必要な手立てをというふうに思っております。ちょっと苦しいのですけれども、とてもこちらでも心配しています。

(塩田教育次長)

補足ですけれども、文科省の方も今いろいろと今後のことについては考えているとい

うふうに聞いています。なので、われわれの方も、想定されるのは夏休みを使うとか、土曜日を使うとかということはあるのですが、どのタイミングでやったらどうなる、このタイミングだったらこうなると、いろいろなパターンがこれからあると思いますので、国の指針なども十分注視しながら検討して、どういったことができるか、今後しっかりと対応していきたいというふうに思っています。

(浅蔵委員)

よろしく申し上げます。

報告第2号 教育委員会規則等の一部改正に係る専決処分の報告について(岡崎教育次長兼庶務課長説明)

地方公務員法及び地方自治法の一部改正によりまして、4月1日から会計年度任用職員制度がスタートいたしました。が、会計年度任用職員をはじめ、臨時的任用職員、任期付採用職員など非常勤職員の取扱に関し、教育委員会規則等の一部改正が必要となったもので、知事部局との調整等に時間を要しましたため、「教育長専決に関する規則」の規定により、教育長専決とし、3月31日に公布、4月1日施行とさせていただきます。

内容につきましては、別添で報告第2号関係資料というものがございます。こちらの1ページをご覧くださいと思います。概要であります。「①地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則」ですけれども、「指導が不適切である教諭等の認定等に関する規則」「石川県立学校教職員の人事評価に関する規則」「石川県市町立学校教職員の人事評価に関する規則」の三つの規則を一括して改正するものであります。指導力不足の認定や人事評価につきましては、長期間継続的に任用される正規の教諭等の人材育成を目的とするものでありますことから、これまでも臨時的任用や非常勤の教諭等は、対象外としてきたところであります。昨年度から本格的に運用を開始した育休代替のための任期付採用の教諭等につきましても、同様の趣旨から、これらの制度の対象外とすることを明記するものであります。

「②石川県教育委員会事務局等処務規程の一部改正」につきましては、臨時的任用、任期付採用及び非常勤の教職員等の任免に関し、教職員課長の専決事項とするものであります。市町立の小学校、中学校の教職員に関しては、教育事務所長の専決事項とするものでございます。

「③石川県教育委員会事務局等職員旅費取扱規程の一部改正」及び「④石川県公立学校職員旅費取扱規程の一部改正」につきましては、従来、賃金の額が日額で定められている職員が出張した場合、日当、宿泊料、日額旅費は8割相当に制限することとしておりましたが、会計年度任用職員制度の導入に伴い、当該規定を廃止し、正規職員と同等の額を支給することとしたものでございます。

「⑤石川県教育委員会事務局等職員健康管理規程の一部改正」につきましては、新たに創設された会計年度任用職員のうち、月18日勤務する非常勤的職員について、正規職員と同様、健康管理規程の対象とし、定期健康診断の受診義務を課すなど、職員の健康確保を図ることとしたものであります。

「2 施行年月日」につきましては、令和2年4月1日となっております。以上で説明を終わります。

(徳田教育長)

趣旨としては、会計年度職員の導入に伴う関係規則の整備ということでよろしいですね。

(岡崎教育次長兼庶務課長)

はい。

報告第3号 教職員の多忙化改善に向けた取組方針の改定について(中村教職員課長説明)

教職員の多忙化改善につきましては、平成30年3月に策定した取組方針に基づき、3年計画で進めてきたところであり、時間外勤務時間の月平均や月80時間を超える教職員の割合が2年連続で減少するなど、一定の成果が現れているところでございますが、一方で課題も見えてきており、3年目の取組を進めるに当たって、さらに深掘りした取組が必要なことから、多忙化改善推進協議会において協議をし、先月27日の協議会において、取組方針の改定版を取りまとめたところでございます。

なお、取組方針の改定に当たりましては、市町教育委員会や学校長をはじめ現場の教職員からの提案等も広く募集を行い、その内容を盛り込むとともに、PTA連合会の役員の方々にも変更点について説明をさせていただいており、また、先月、教育委員の皆さまから頂いたご意見も盛り込ませていただきました。

冊子の「石川県公立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における教職員の多忙化改善に向けた取組方針(改定版)」をご覧ください。1ページをご覧ください。最初に、「1.中長期的な課題」「2.取組を進めるにあたっての基本方針」を記載していますが、この内容は特に変更しておりません。2ページからは、「3.本県市町小中립学校及び県立学校教職員の時間外勤務の状況」として、過去3年間の勤務時間調査の集計結果を取りまとめており、それを踏まえて、2年間の取組の分析と今後の課題について記載しております。

5ページをご覧ください。「(3)2年間の取組の分析と今後の課題」についてはア～エの4点にまとめており、最後の段落に方向性を打ち出しております。「ア 中学校教員の時間外勤務が依然として長くなっていることから」、最後の段落で「部活動指導時間の縮減がこれ以上難しい教員については、交代で指導できる体制づくりを進めるほか、部活動以外の業務をさらに縮減したり、他の職員に割り振ったりする必要がある」「イ 教頭・主幹教諭等の中間管理職等の時間外勤務が長くなっていることから、他の職員に業務の一部を割り振る工夫なども見られているが、さらに平準化を図る必要があると考えられる」「ウ 年代が低いほど時間外勤務が長くなっていることから、若手教員早期育成プログラムにより、若手教員のスキルを早期に高め、効率よく業務を遂行できるよう育成する必要がある」「エ 年度当初と2学期の始めが特に長時間勤務になっていることから、繁忙な時期の業務を前倒しで行ったり、実施時期を変えたりすることで平準化の効果も見られているが、今後さらに改善する必要があると考えられる」。このようにまとめさせていただきました。

6ページの「4.達成目標」につきましては、引き続き「時間外勤務時間の平均を前年度より減少させる」とともに、「業務分担の適正化により、3年後までに月80時間を超える教職員ゼロを目指すこと」を掲げており、今年度がその3年目に当たります。また、教職員の多忙な勤務状況につきましては、この目標を達成することで十分に解消されたとは言えず、引き続き、多忙化改善に向けて業務量の縮減や業務の効率化など、不断の努力を続けていくことが必要であることから、今年1月、公立の義務教育小学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条に規定する指針が定められたことを踏まえまして、中長期的目標として、時間外勤務時間の上限を1カ月について45時間、1年間について360時間、特別な事情がある場合でも720時間、月平均にしますと60時間

以下の範囲にすることを旨としています。

7ページからは、「5.具体の取組」について、四つの柱に分けて記載しております。まず、「(1) 統一的な取組と環境整備」についてですが、一番上の丸、「定時退校日の設定」については、定着してきており、中には既に月2～3回設定する学校もありますことから、月1回以上としていた学校ごとの「定時退校日」について、月2回以上設定するとしております。夏季休業中の学校閉庁日の設定につきましては、特に管理職からまとまった休暇が取れるということで好評であります。連続する3日以上としていたところを連続する4日以上としております。留守番電話の設置につきましては、教職員から要望が大変多かったこと、実際に導入している市町からは効果的であるといったことから、平日については最終退校時刻30分前から、土日休日につきましては終日を目途として、留守番電話対応として保護者等に周知するとしております。

次、8ページからは、「(2) 教育委員会における取組」として、県教育委員会や市町教育委員会・教育事務所が学校をサポートするために取り組む内容を記載しております。ここでは二つだけかいつまんでご説明します。小学校英語専科教員の配置につきまして、国の加配定数を活用して拡充していきたいと思っております。それから、スクールカウンセラーや部活動指導員、スクール・サポート・スタッフの配置についても、順次拡充していこうと思っております。

次、10ページからは、「(3) 学校における取組」を記載してございます。特に11ページに、業務の平準化の項目を新たに設けており、長時間勤務となっている職員の業務を他の職員に割り振ったり、繁忙な時期の業務の時期変更を考えるなど、業務の平準化をさらに推進することとしております。

最後に、12ページからは「(4) 部活動指導における取組」について記載してございます。県内統一した休養日の設定や適正な活動時間の設定は、効果があることから継続し、さらに徹底できるように指導していきたいと思っております。この他、12ページの一番下、中学校・高等学校の取組として、定期テストの前の部活動停止期間が地域によってばらつきがあったことから、原則1週間以上とします。

次のページ、13ページの一番上、朝練習は、原則として廃止する。こういったものを盛り込んでおります。以上が取組方針の主な改定内容でございます。

教育の質を落とさず勤務時間を縮減することは、大変難しいことではありますけれども、この取組方針に基づき、3年目の取組をしっかりと進めてまいりたいと考えております。なお、この改定した取組方針につきましては、県教育委員会としての取組方針として位置付け、既に県立学校や市町教育委員会に対して周知しております。市町教育委員会につきましては、この取組方針を基に市町の実情に合わせて方針を定め、管下の学校に示していただくことにしております。さらには、校長会、中体連、高体連などの関係団体に対しても、取組方針を基に取り組むよう依頼をしています。以上で説明を終わります。

【質疑】

(西川委員)

よろしいですか。2点お願いいたします。これは、こうしてくれとか、ああしてくれということではないのですが、感想というか、5ページのアの一番下の方に「交代で指導できる体制づくりを進めるほか、他の職員に割り振ったりする必要がある」というふ

うに書いてありますけれども、大規模校ならできるけれども、小規模校で他の職員に割り振るとするのは、ちょっと難しいかなという実情があるということも、またご理解いただければありがたいなというふうに思います。ある程度専門性が必要になってくるので、私も教頭をしながらバレーボールの監督、顧問をしたのですが、全く分からない。苦しかったです。そういうこともあるということをおもいます。

それと、8 ページです。研究指定、これはぜひ減らすというか、その方向でいっていただければいいなとは思いますが、ある意味、県も国から来たものをやらざるを得ないという実情があるのですよね。国から要望、今どうなるか分かりませんが、国の方もちょっと考えてほしいなと、こういう状態で、まず私は子どもたちの学力保障が今年度は最優先ではないかなと。そういう意味では、言葉は悪いですが、国の方も安易に研究指定ばかりしてほしくないなという思いがあります。とにかく目の前の子どもたち、そして今遅れている、夏休みもやらなきゃならん、土曜日もやらなきゃならん。これは授業の遅れですよね。こっちが今、そういう意味で私は最優先ではないかなという気がしております。以上です。

(中村教職員課長)

学校規模によっていろいろ異なるということは重々分かっているのですが、県としては 80 時間超えの人を減らすためにあらゆる方策を講じてほしいということで、書かせていただいております。これを絶対しなくてはいけないということではございませんので、よろしくをお願いします。

それから、今ほどありました研究指定につきましては、今こういう状況ですので、どういう状況になっていくか見ながら、学校に過度な負担が掛かからならないように、われわれも注視していきたいと思っております。

(西川委員)

例えば、県として3年間で指定するようなものがありますよね。その期間の延長というか、そういうことも考えられたら考えていただければありがたいなと思います。

(金田委員)

私がいつも言っているように、この問題の根幹は、標準法について文科省が財務省に対して言えるかどうかで、それなくしてこういう資料ばかり作っていても、結局、教職員の徒労に終わる、現場が徒労に終わる。これをもっと丁寧に言わなければならない。だから、先生方は勘違いする。これを教職員がやっている、教育委員会がやっている、これをやれば明日は明るいというふうに思ってしまう。そして今は乾いたタオルを絞るような状況になっている。現場は。けれど、明日は明るくない。なぜなら、標準法を変えない限り。そこをきちんとやはり校長さんにも勉強してもらおう意味でも、国の仕組みがこうなっているのだということを言った方がいい。県の教育長さんが言っても、これは無理なところもある。ただ、例えば部活動の在り方とか、こういうことはきちんとやはり言っていかなければならない。土日も含めて県外に遠征に出掛けたりとか、そういうことはやはりおかしいですという、そういうことからやはりやっていく。根幹はここにあるのですよ。標準法を変えていかなければならないということにあると思うのだけれどね。

もう一つは、私は今5年目になるのですけれども、見守り隊に入っているのですけれど、これはやはりすごい勢いでやはり定着しつつある。だから、これからの学校というのは、やはり地域に開かれたという名の下に、やはり地域のこういう力、こういうものを導入していく。だから管理職に問われる力は、教育課程の運用を遂行する力と同時に、地域の力をマネジメントする、そういう力が問われているのだぞということを、やはり教職員は研修なりそういうところを通じてやっていくという。私はこういうものが定着すれば、学校の形態が変わるのではないかと。文科省はあんな失敗ばかりしているけれども、こんなことを言ったら叱られるけれども、このコミュニティスクールというこれだけは、私はフィットしているのではないかなと思う。だから、そういう中で地域の力をうまく導入していく。先生方にとっては嫌な面もあるかと思うけれども、そういう時代に来ているのではないかなと思う。

しかし、根本は標準法を改定すること、これに尽きると思うのですけれども。そして、先生方に意識を持たせること、特に部活動などに見られる、そういう意識をやはり変えていく。こういうものを粘り強くやられたらどうかなと思いますね。以上です。

報告第4号 令和3年度石川県公立学校教員採用候補者選考試験及び石川県公立学校教員（栄養教諭）採用候補者特別選考試験について（中村教職員課長説明）

まず、Ⅰの「令和3年度石川県公立学校教員採用候補者選考試験」についてでございます。「(1) 試験期日等」につきましては、7月18日・19日の両日に筆記及び実技試験等、8月1日又は2日に面接試験を行います。また、出願は5月7日から28日までとなっております。10月9日に結果の発表を行うこととしております。「(2) 受験区分・教科」につきましては、記載のとおりでございます。昨年度と変更はございません。「(3) 採用見込数」につきましては、5月1日の児童生徒数の確定を踏まえまして決定し、5月中旬頃にホームページ等で発表することとしておりますので、今回の報告とさせていただきます。なお、昨年度の小学校教諭、中・高等学校教諭、特別支援学校教諭、養護教諭の採用見込数は、合わせて315名となっております。「(4) 受験資格」につきましては、前年度同様、50歳未満としております。「(5) 選考区分」につきましては、記載のとおりでございます。変更はございません。(6)に主な変更点を記載してありますのでご覧ください。

詳細を説明いたします。まず、大学院修学による採用延期希望制度の対象者を拡大いたします。当該年度の試験の合格者は、原則翌年4月に採用しておりますが、例外として、現在、大学院修了後の採用を希望する者が、大学院1年生時に教員採用試験に合格した場合、大学院修了後に採用しているところでございます。今回、優秀な人材をより多く確保するため、新たに大学院修了後の採用を希望する者が、大学4年生時に教員採用試験に合格した場合も、大学院修了後に採用することといたしました。この制度の拡大実施により、優秀な人材をより早く確保し、採用者が採用までの間、勉学に集中して取り組み、高い専門性を身に付けることが可能になると期待しているところでございます。

二つ目に、試験会場が一部変更となります。例年使用しておりました小松市立芦城中学校が、今年度は空調工事により使用できないため、代わりに小松市立南部中学校を会場校といたします。

次のページでございます。Ⅰ-2「令和3年度石川県公立学校教員（栄養教諭）採用候補者選考試験」及び下の、Ⅱ「令和3年度石川県公立学校教員（栄養教諭）採用候補者特別選考試験」につきましては、いずれも、小中学校において、食の指導や給食の管理・運営に携わる栄養教諭の採用を行うものであります。Ⅰ-2「選考試験」の方は栄養教諭を直接採用するもので、昨年度より始めたものでございます。また、Ⅱの「特別選考試験」は、学校栄養職員のうち、栄養教諭の免許状を持つ者の中から、栄養教諭への任用替えを行うものでございます。これら栄養教諭の試験も、教員採用候補者選考試験と同日に実施することとしております。

実施案内の配布につきましては、今年度は4月22日、明後日から配布することとしております。例年実施しております春の大学訪問につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より中止いたします。代わりに、例年、大学訪問に持参していた実施案内やリーフレット等を各大学に送付するとともに、多くの大学生が登録しているいしかわ就職・定住サポートセンター（ILAC）を通じまして、実施案内の配布を開始した旨をメール配信することといたしました。また、新たに県ホームページで石川の教育をアピールする動画をインターネット配信するとともに、ラジオ放送で若手教員が教員

のやりがい、魅力について紹介することなどにより、多くの学生に本県の教育や教職の魅力伝え、優秀な人材を確保していきたいと考えております。

選考に当たりますには、スポーツ・文化活動、ボランティア活動など、実績も考慮し、適切な人物評価となるように工夫を重ねているところであり、教員として豊かな教養と専門的知識を有することはもちろんでございますが、児童生徒に対する教育的愛情を持ち、健康でたくましく、指導力・実践力のある人材を確保したいと考えております。以上でございます。

【質疑】

(西川委員)

優秀な教員が増えるといいですね。

(徳田教育長)

そうですね。

(眞鍋委員)

ちょっと確認ですけれども、変更点の追加のところの、大学院修了後という大学院は、修士課程だけをさしているのか、その後の3年の博士課程も含んでいるのか、確認させていただきます。

(中村教職員課長)

現在考えているのは、2年間の修士課程のみでございます。

(眞鍋委員)

それをちょっと、ちゃんと記述をされた方がいいかなと。

(中村教職員課長)

はい。今は簡単にご説明いたしましたけれども、実施案内の中にはきちっと規定がございまして、詳細にそこを読むようにというようなことで、ホームページにはご案内してございます。

(眞鍋委員)

はい。安心しました。

(中村教職員課長)

ありがとうございます。

報告第 5 号 令和 2 年度石川県立金沢錦丘中学校及び石川県公立高等学校における入学者選抜結果について（江尻教育次長兼学校指導課長説明）

初めに、1 の県立金沢錦丘中学校についてですが、適性検査を令和 2 年 1 月 26 日に実施いたしました。選抜方法につきましては、(2) にお示ししましたように、小学校長から提出された調査書ならびに主に言語に関する力を見ます「総合適性検査Ⅰ」、自然や社会、数理に関する力を見ます「総合適性検査Ⅱ」そして面接の結果を総合的に判定し、入学者の選抜を行いました。選抜結果ですが、(3) ①に示しましたように、募集定員 120 人に対しまして 229 人が受検し、うち 120 人が合格しております。受検倍率は 1.91 倍でした。

②番の合格者の郡市別内訳については、金沢市が 75 人と最も多く、次いで白山市・野々市市が 33 人で、この 3 市で計 109 人となっており、全体に占める割合が 91%と、これまでとほぼ同様の傾向となっております。

次に、資料 12 ページをご覧ください。2 の石川県公立高等学校における入学者選抜結果についてご報告します。学力検査等は、資料 (1) にお示しした期日で実施いたしました。追検査等は令和 2 年 3 月 16 日 (月) に実施をいたしました。

「(2) 選抜結果」であります。①公立高等学校全日制につきましては、募集定員 7480 人に対しまして、推薦入学等が 639 人、一般入学が 6124 人の、合わせて 6763 人が合格をいたしました。欄外にございます追検査等につきましては、受検者は 3 人で、合格者は 2 人でした。これはインフルエンザ等による一般入学の学力検査等が受検できなかった生徒のことです。

②定時制につきましては、募集定員 480 人に対しまして 195 人が合格をしております。③通信制につきましては、募集定員 240 人に対しまして 56 人が合格をしております。定時制、通信制ともに、人数は 1 次募集までのものを書いてございます。各学校別合格者数の状況につきましては、資料の 13 ページから 14 ページにかけまして全日制の高等学校、そして 15 ページには定時制と通信制の高等学校について掲載してございます。

引き続きではございますが、資料の 16 ページ、(4) 全日制の合格者の得点状況をご覧ください。今年度の結果につきましては、①の教科別平均点にお示ししましたように、全ての教科の平均点、また 5 教科の合計点が低い値となっております。合計点の分布は②に示してありますが、今年度は 150～199 点の層が最も厚くなっております。

中学校の校長からは、「一つひとつの問題は工夫が見られ、学力が測られるものとなっているが、全体として見ると、情報を関連付けて思考する設問が多く、時間が足りなかった受検生が多かったのではないか」などの声を頂いております。文字や図表等、検査問題の情報量自体は昨年度から大きく増えたわけではありませんが、その読み取り、また設問に合わせて解答に至るまでの時間が、こちらが想定した以上にかかったために、平均点が下がったものと捉えています。また、中学校の校長からは「今回の新型コロナウイルス感染防止対策として、各中学校が入試本番 1 週間前から臨時休業に入ったことで、受検に対する心構え、最後の励まし、最後の演習等がしっかりできず、不安を持ったまま受検に臨んだ生徒もいたようだ」との声も頂いております。

令和 3 年度の学力検査においては、課題を解決するために必要な活用力など、中学校の授業で身に付けるべき学力の方向性を示すとともに、今回の結果を踏まえまして、小

学校や中学校で学んだ力を的確に把握できるような出題を目指して、石川県高等学校入学者選抜が円滑かつ適切に行われるように努めてまいりたいと考えております。ご報告を終わります。

【質疑】

(西川委員)

11 ページにある郡市別内訳。ここに載っていないということは、受検者がいなかったと理解していいですかね。例えば羽咋市、羽咋郡。

(塩田教育次長)

書いてあるところには生徒がいたということ、そういうご質問ですか。

(西川委員)

ここに載っていないということは、受検者がいなかったという理解でよろしいのかと。例えば、羽咋市が出ていないですよね。ここに。ということは、受検者がいなかったという理解でいいのか。

(塩田教育次長)

ここは今、合格者ですので、受検者については別の資料で確認します。

(西川委員)

そうすると、例えば七尾市ゼロ、輪島市ゼロと、これは合格者がいないのでしょうか。載せる必要はないのではないですか。

(塩田教育次長)

それは平成 31 年度におりますので、参考に載せてあるということです。

(金田委員)

数学がえらく低いのですよね。平均点が 40 点というのは、言っては悪いけれどもかなり、0～49、50～99 あたりのグループで、ほぼ 0 点に近いのではないの。平均点が 40 点だということは。そんなことはないの。去年のスタンスのような。

(塩田教育次長)

設問全体から言いますと、簡単な問題は必ず入れておりますので、そういう極端に低い層が膨らむということはないということになっていると思います。

ただ、今回、少し作成者の言葉を借りるならば、想定よりはやはり低く出たというのは事実でありまして、作成者は当然、中学校でやっている学力テストですとか、かなり課題があるところも、中学校に対してメッセージとして出題するところがございます。例えば今年の問題で言うと、割合の問題を方程式で出しております。それから円のちょっと応用問題も出しております。そこは全て学力テストとかで課題があるところなんです。だからそういうこともあって、そこを出したことで、想定よりもかなり低くなったということで話は聞いております。確かに 40 点というのは想定よりもかなり低かったなど

というのが正直なところでございます。

(金田委員)

試験を受けた後というのは、充実感がないと、何か打ちひしがれたような感じで校門を出てきたのではないかな。そういうところも 40 点ならば。できる子どもの分布を見るのはすごくいいと思うのだけれども、全体を見なければならぬ試験だから、やはりこの度数分布というのはやはり適正な形で、ノーマルな形の分布を目指す試験問題の方が、生徒にとってはいいのではないかな。みじめな思いで極端にどんとならなければいけないような、そういう試験もあってもいいと思うのだけれども、やはり社会の 43 点、これもかなり厳しい試験問題が実際にあるのだけれども、こんなことでいいのかなど。別段、図を見なくても解けるような問題を、また簡単な問いかけをより複雑にしたような問題が多いのではないかな。これでは時間がいくらあっても足りないわ。まさに問われているのは出題者であって、選考試験だからなのかなと思うのだけれども、もう少し、さっき言ったようにノーマルカーブで出てくるような試験問題を常に目指さないと、先生方はプロなのだから、そういう子どもの思いをやはりいつも頭に入れて問題を作られたらどうかな。難しい問題もいいのだけれども、やはりまさに力が見られる、理解度が見られる、そういう試験問題をお願いしたいと思うのですけれども、40 点を割らなくてよかったなと思っているのですけれども、ちょっと低かったのではないかな。

(江尻教育次長兼学校指導課長)

今ほどの社会の問題などでは、例えば公民分野で、アメリカでキャッシュレス決済がこれだけ進んでいると。他方で銀行口座を有していることが前提だと。そうすると、収入の少ない世帯で口座を持っている割合の表を出し、そしてクレジットカード、デビットカード等の資料も出し、それで A さん、B さんの会話をだし、資料を三つ並べて、そこから現金払いをオクケーにしないと公平にならないというような設問、つまり今日的な課題について思考力を問うというような情報活用力というかを求められていて、そのような問題を出してくる。サトウキビとバイオ燃料と作付けの面積が書いてあるような問題とか。ですから、おっしゃられるとおり、それらを読み取って適切にまとめるとなると、確かに情報の取捨選択に時間がかかったのだろうというふうに思っています。今回の成績、結果を踏まえて、1 年間また考えてまいりたいというふうに思っています。

(金田委員)

お願いします。

報告第6号 平成30年度～令和元年度石川県社会教育委員の会議のまとめについて
(清水生涯学習課長説明)

初めに、協議・検討テーマ設定の理由について申し述べます。ご承知のとおり、わが国では少子高齢化による人口減少が進み、地域コミュニティの衰退など、地域社会を取り巻く環境が大きく変化をしております。そのような中、価値観の多様化などの影響もあり、地域活動の担い手不足が深刻化するなど、社会教育関係団体を担う人手の確保、社会教育関係団体の在り方自体を考えていく必要があるといわれております。そこで、石川県社会教育委員の会議では、平成30年度から2年間にわたり、本県における社会教育関係団体の現状を把握するとともに、課題を整理し、今後の活動の方向性について一定の示唆を提起することを目指して、協議テーマを「地域の社会教育関係団体の現状と今後の課題について～人口減少と少子高齢化時代を踏まえて～」とし、年4回、計8回の会議を開催して協議を進めてまいりました。

お隣、3ページの「協議・検討の経過」にありますように、1年目は、講義や事例を基に協議・検討することで、県内の社会教育関係団体の現状や、求められる役割を踏まえ、今後の課題となる内容を探ることを主な重点といたしました。2年目には、1年目に協議された内容、課題に対して取り組まれた県内外の成功事例を基に協議・検討を重ね、今後の社会教育関係団体に期待される大まかな方向性を示すことを目指しました。

おしまいの方にあります18～19ページをご覧ください。協議の結果、期待される活動の方向性として、大きく3点をお示しすることができました。方向性1として「団体の役割自覚・組織強化と青壮年層の参加促進」を示し、組織・活動の自己点検・自己評価と「緩やかな関わり」を認める組織運営に努めること、青壮年層の地域づくりへの参加奨励及び参画機会の提供に努めること、社会教育活動の入り口となる青年団やPTA活動の充実に努めることの3点を提示しました。

また、方向性2として「他団体との連携・協力、協働の促進」を示し、そのために地域の団体間における「顔の見える」関係づくりに努めること、地域全体で協力体制を整えること、組織・事業の見直しによる連携促進に努めることの3点を提示しました。

さらに、方向性3として「地域課題への関与と人材育成」を示し、地域課題に向き合う意識啓発に資する研修・学習会等の開催に努めること。地域課題解決に向けて市町社会教育委員が積極的に関与すること。地域課題解決のための団体間のマッチングを図ること。団体活動の調整を図る社会教育士・社会教育主事やファシリテーターの育成・活用に努めることの4点を提示しました。

2年間に及ぶ社会教育委員の会議を経て、14の活動・取組事例を元にまとめたこの冊子につきましては、市町教育委員会や社会教育関係団体等に配付するとともに、県のホームページに掲載しております。なお、市町教育委員会に社会教育関係団体の今後の在り方について検討いただくよう働きかけたところ、現在のところ3市町の社会教育委員の会議において、今年度この冊子を基に協議いただく予定と伺っております。

今後も、地域の社会教育団体の活性化につながるよう、さまざまな機会を利用して、市町教育委員会等に対して広く伝達してまいりたいと考えております。

なお、資料17ページのカラー刷りのA3版につきましては、2年間の協議の内容をまとめたものになります。以上でございます。

【質疑】

質疑なし

(徳田教育長)

以降の審議は非公開となるため、傍聴人の退席を促す。

議案第9号 令和3年度使用教科書の採択方針について

江尻教育次長兼学校指導課長が説明し、採択の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

- ・ 閉会宣言

徳田教育長が閉会を告げる。